

国の研究開発評価に関する大綱的指針の一部改正について

平成26年5月19日
内閣総理大臣決定

内閣府設置法の一部を改正する法律（平成26年法律第31号）の施行に伴い、「国の研究開発評価に関する大綱的指針（平成24年12月6日内閣総理大臣決定）」の一部を次のように改正する。

「総合科学技術会議」を「総合科学技術・イノベーション会議」に改める。